

君津ソーシャルイノベーションプラットフォーム
(K-S I P) 募集要項
～ 君津から 社会課題の解決で ビジネスチャンス～

1 趣旨

現在、君津市は全国でも平均的な人口を抱えるとともに、人口密集地から過疎地、また市街地から田園・中山間地域といった様々な特性をもった地区を有し、複雑な社会課題に直面しています。

このことは、イノベーションによる社会課題の解決をビジネスモデルとする事業の実証フィールドとして求められる、バリエーションに富んだ条件やニーズを備えた環境でもあり、君津市はまさに全国の自治体の縮図とも言えます。

企業や団体の皆様には、サービスの事業化や社会実装等に向けたプロジェクトに取り組む企業等と市をむすび、新たな技術・商品開発や事業の実現に向けた支援をマッチングする窓口※「君津ソーシャルイノベーションプラットフォーム (K-S I P)」を設置し、君津市でのチャレンジを後押しします。

※ ^{ケーシッ プ} K-S I P : Kimitsu Social Innovation Platform の頭文字

2 目的

市内における様々な課題を解決するアイデアの創造・実践のフィールドとして参画する企業や団体と君津市が良好なパートナーシップを構築し、課題解決に必要なニーズと市の持ち得るリソースをマッチングすることにより、事業の実現性や価値向上を図るとともに、地方創生の推進、地域・行政課題の解決等に向けて、共に目指します。

3 募集内容

様々な課題の解決等を目的とし、君津市においてサービスの事業化や改良に向けて取り組む実証事業を以下区分ごとに募集します。

(1) 自由型

提案者の持つノウハウや技術力等を生かした取り組みを広く募集します。

(2) テーマ型

市が解決したい行政・地域課題をテーマとした取り組みを募集します。
現在募集しているテーマについては、市のホームページで別途ご案内します。

4 募集期間

随時募集しています。

5 君津市からの支援

提案事業の実施に対して、市ができる限りの支援をします。

ただし、実証実験期間中、金銭的支援は行いません。

例) 関係行政機関との手続きに係る仲介・調整、市の広報媒体等による情報発信、開発したサービスの利用者や実施場所の選定、課題解決に向けた市の取組や地域の現状に関する情報提供、市職員との意見交換など

6 応募資格

企業又は法人格を有する団体（営利・非営利不問）とします。

7 同意事項

- (1) 応募者自身が主体となってプロジェクトに取り組むこと
- (2) 3か月に1回程度、君津市に活動報告を行うこと
- (3) 年に1回以上、君津市での現地活動を行うこと
- (4) 提案事業の進捗や成果が見られない場合は、支援を中止することがあること
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は君津市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に該当しない者
- (6) 不法行為、公序良俗に反する目的での提案でないこと
- (7) 宗教活動、政治的活動等特定の思想信条の普及を目的とした提案でないこと
- (8) マルチ又はそれに類する行為、その他消費者に著しい不利益が発生するおそれのある活動内容ではないこと
- (9) 市に提供する情報について、虚偽の申告がないこと
- (10) 市に提出した資料は返却されないこと
- (11) 事業実施によって収集した情報をむやみに公表してはならないこと

8 応募から事業実施までの流れ

(1) 応募

市ホームページから応募申込フォーム、又は応募様式（様式1）をメールにて提出してください。

(2) 1次審査（書類審査）

提案事業がK-S I Pの募集要項に沿った内容か関係部署を交えて協議します。

(3) 2次審査（プレゼンテーション）

君津市官民連携事業検討委員会にて、事業提案シート（様式2）等を用いて、プレゼンテーションを行っていただきます。

(4) 採択通知

採択結果については、結果通知書（様式3）により応募者に対して通知します。

(5) 事業実施

採択事業を市と連携して取り組んでいただきます。

9 応募先

【メール】

下記まで応募様式（様式1）をメールにてご提出ください。

君津市企画政策部政策推進課

拠点形成推進室

E-mail : seisaku@city.kimitsu.lg.jp

【ホームページ】

・（K－S I P）

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/3/48151.html>

・（応募フォーム）

<https://www.city.kimitsu.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=129>

10 提案事業の審査

ご提案は、君津市官民連携事業検討委員会が事業の実現可能性、市からの支援内容の可否、市民サービスの向上、熱意などを総合的に勘案して評価します。

11 その他

- (1) 事業の進捗や成果に関する報告は、事業活動報告書（様式4）により提出してください。
- (2) 市との事業連携期間は原則1年間とします。ただし、事業の性質や成果等を考慮することがあります。
- (3) 原則として、特許権等の知的所有権は応募者に帰属します。
- (4) 採択事業の概要は一般公開されることがあります。公表を希望しない場合は別途ご相談に応じますので、お申し出ください。

12 問い合わせ先

君津市企画政策部政策推進課

拠点形成推進室

電話：0439-56-1568

E-mail : seisaku@city.kimitsu.lg.jp